

平成28年2月教育委員会臨時会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成28年2月22日（月） 午後4時 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎1号棟2階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第26号 市立高等学校校長の人事について…………… 1</p> <p>議案第27号 教職員の人事措置について…………… 2</p> <p>議案第28号 教職員の人事措置について…………… 3</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次一括法による事務・権限移譲に係る県との協議の状況について…………… 1 ・ 教科書用図書検定申請期間中における閲覧等の問題について…………… 5 ・ 中学生の逮捕事案について…………… 6 <p>第4 閉会</p>

平成28年2月

教育委員会臨時会議案等

新潟市教育委員会

付議事件

議案第 26 号

市立高等学校校長の人事について

市立高等学校校長の人事について，議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

市立高等学校校長の人事について

非公開での審議を予定しており，資料は会場で関係者にのみ配布いたします。

議案第 27 号

教職員の人事措置について

教職員の人事措置について，議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

教職員の人事措置について

非公開での審議を予定しており，資料は会場で関係者にのみ配布いたします。

議案第 28 号

教職員の人事措置について

教職員の人事措置について，議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

教職員の人事措置について

非公開での審議を予定しており，資料は会場で関係者にのみ配布いたします。

報 告

第4次一括法による事務・権限移譲に係る県との協議の状況について

教職員課

1 県費負担教職員に係る権限移譲について

①教員人事及び定数管理事務について

- 以下の内容を盛り込んだ覚書を平成 27 年度末までに県と交わし、内容を整理した上で、平成 28 年度末までに協議書を締結する予定である。
- 確認（合意）事項
 - ・ 平成 28 年度の加配定数は、県・市で積み上げた必要数を勘案し、平成 27 年度実績を基本として配分する。
 - ・ 教諭の人事交流（市採用 5 年終了者の研修交流を含む）は当分の間実施する。
 - ・ 管理職の人事交流対象者は、平成 19 年度以前の管理職選考での採用者に限る。
 - ・ 採用選考（平成 29 年度実施・平成 30 年度初採用より）の第 1 次検査問題は県・市それぞれで作成する（当分の間、問題の原案は合同で作成する）。

②福利厚生分野（共済組合・互助会など）について

- 権限移譲後も、公立学校共済組合及び県教職員互助会に継続加入する予定である。
- 今後も県との協議を進め、平成 28 年度末までに協議書を締結する予定である。

2 市立高等学校等の教員の人事管理等事務について

- 以下の内容を盛り込んだ協議書を、平成 27 年度末までに県と締結する予定である。
- 確認（合意）事項
 - ・ 管理職選考や教員採用選考は、平成 28 年度以降市が実施し、将来的に全ての管理職（校長・教頭）及び教諭を市が配置する。

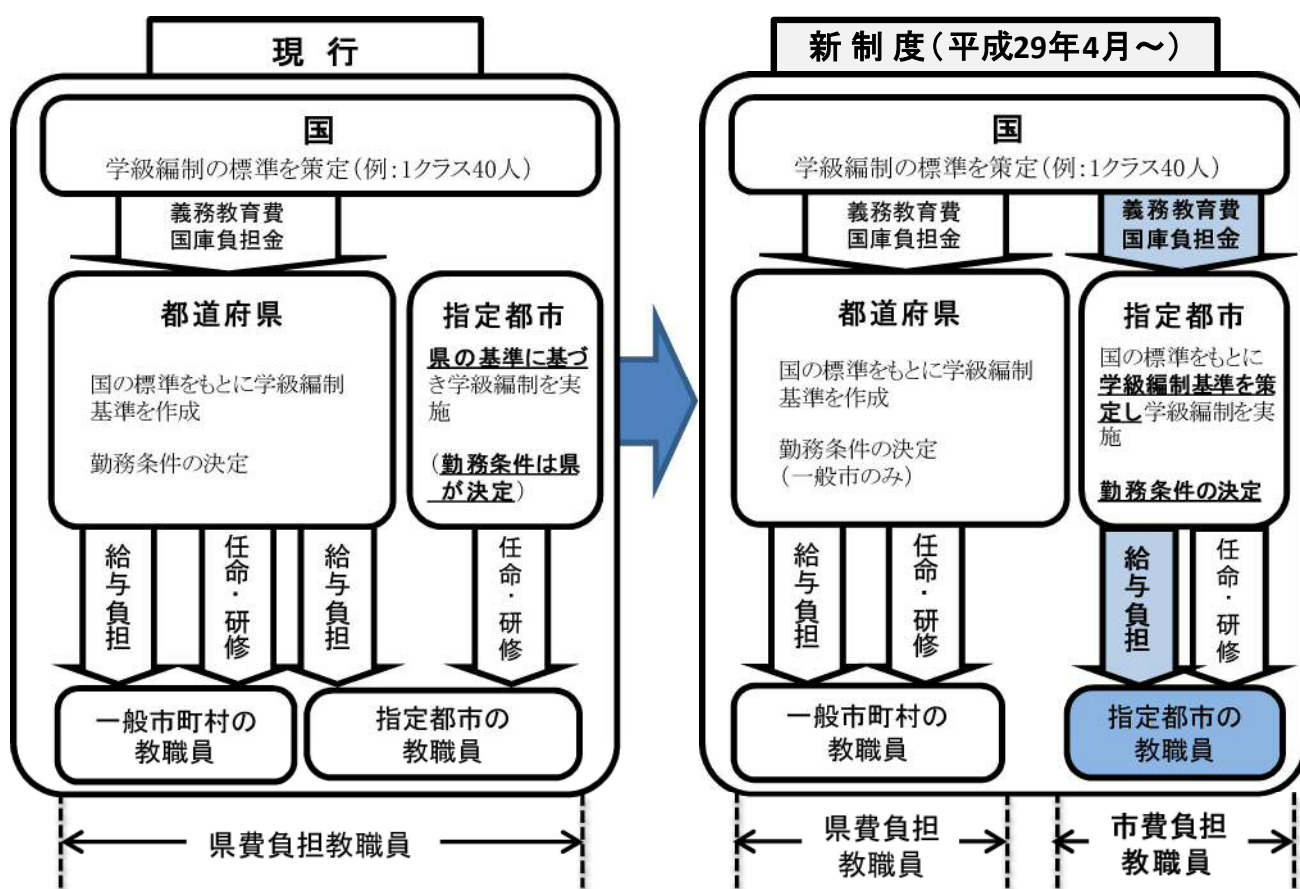
県費負担教職員に係る権限移譲について

1 県費負担教職員とは

市立の小・中・特別支援学校・中等教育学校前期課程の教職員

(校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・講師・学校栄養職員・事務職員等)

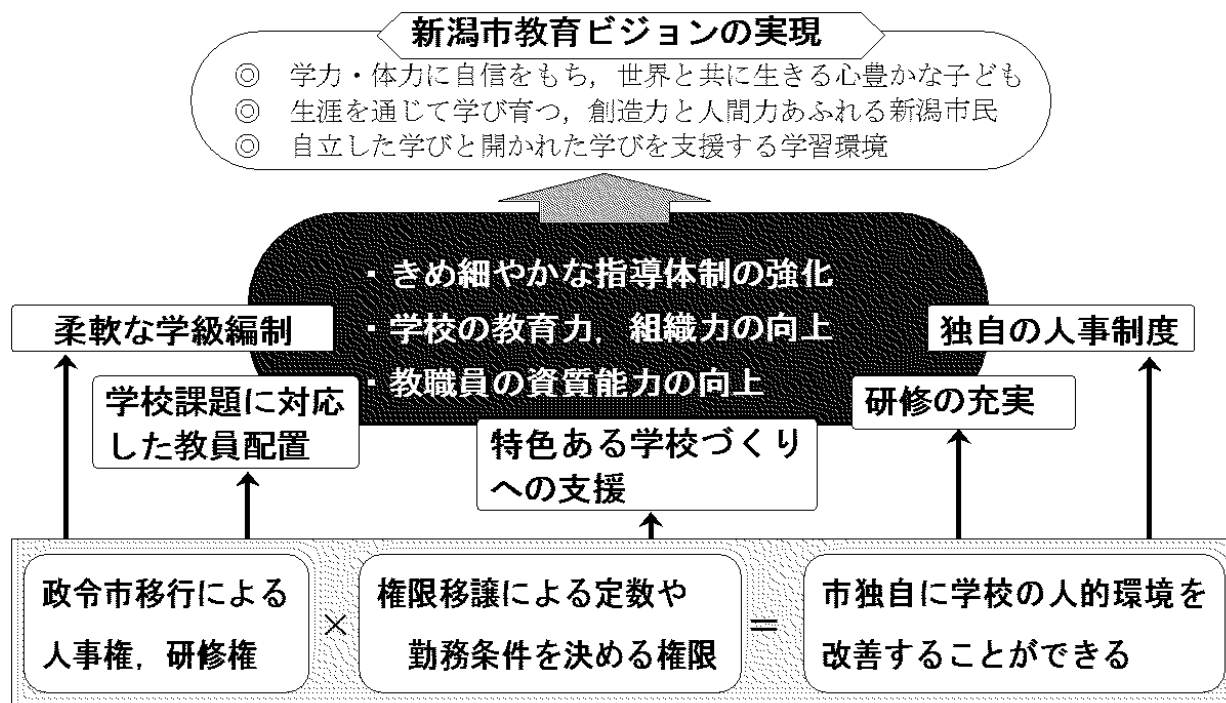
2 権限移譲のイメージ



3 権限移譲により何がどのように変わるのか

- ・学級編制 : 県の基準のとおり。→ 指定都市が決める。
- ・教職員の数 : 県全体の数から市に配分する。→ 指定都市が国に要求する。
- ・教職員の給与などの勤務条件 : 県が決める。→ 指定都市が決める。
- ・教職員の給与負担 : 県が負担する。(国1/3負担)
→ 指定都市が負担する。(国1/3負担)

4 権限移譲を生かした取り組み（イメージ）



5 権限移譲に向けた事務の進捗状況・今後の予定

・学級編制について

学校現場の実態等に応じた柔軟な学級編制を推進する。

・教職員数について

市が必要とする加配教員を直接国に要求し、必要な学校に配置する。

（平成29年度に配置する教員の定数を平成28年度に要求する。）

・勤務条件について

平成29年度から市の勤務条件に合わせることを基本方針としている。

平成28年度に、必要な条例等を制定する。

・教職員の給与等について

平成28年度に、義務教育費国庫負担金を国に請求する。

<参考> 権限移譲後の教職員給与等の所要見込及び財源内訳

教職員給与等（※） 約 365 億円

財源 国庫負担 約 89 億円

一般財源 約 276 億円（税源移譲・交付税措置）

※給与等は新潟県平成26年度決算から試算。
給与・退職手当・共済費等・旅費を含む。

今後の市立高等学校等の人事管理等について

1 市立高等学校等の概要

万代高等学校・・・全日制 普通科・英語理数科（平成 15 年度開校）

明鏡高等学校・・・定時制 普通科（昭和 56 年度開校）

高志中等教育学校・全日制 普通科（平成 21 年度開校）

2 改善の意義

優秀な教職員の確保と育成を図り、幼稚園から高等学校までの一貫教育を推進すると共に、新潟市の独自性が発揮できる高等学校等の教育環境を整える観点から、今後の人事管理等を以下の方向で実施する。

3 現状と今後の方向性

※県：県教育委員会，市：市教育委員会

項目	現状	方向性と実施内容
人 事	○全て 県 からの割愛教員 ○県の人事異動の方針により配置	○市が 独自採用・配置 （H29 年度～） ○将来的に全ての教員を市が独自採用・配置
教員採用	○全て 県 が 実施 ○市は高校教員の採用選考を実施していない	○市が 実施 （H28 年度～） ・中・高共通枠での採用 ・現職教員を対象に特別選考
管理職選考	○全て 県 が 実施 ○市は高校管理職選考を実施していない	○市が 実施 （H28 年度～） ○将来的に全ての校長・教頭を市が独自採用（登用）・配置

4 県との協議の状況

上記の内容等を協議書にまとめ、平成 27 年度末までに県と取り交わす予定

1 事案の経緯

- 三省堂の事案を受け、文部科学省が他の教科書会社へも点検・検証のうえ、報告するよう求めた。
- 文部科学省から各都道府県に取りまとめ結果が示されるとともに、事実確認のための調査依頼があった。（平成28年1月22日）

2 文部科学省からの情報提供内容

（平成28年1月22日現在の数であり、文科省の調査・整理により変動の可能性あり）

（1）関係発行者（出版社）数

全国12社，新潟県8社（うち新潟市4社）

（2）該当者数（延人数）

全国5，157人，新潟県210人（うち新潟市64人）

<内訳>

- ①対価を伴わず、申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取した事案
全国1，151人，新潟県89人（うち新潟市23人）
- ②申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案
全国3，996人，新潟県121人（うち新潟市41人）
- ③上記以外で採択勧誘との疑念を生じさせる形で金品を支払った事案
全国10人，新潟県0人

3 新潟市の調査（平成28年2月16日現在）

（1）調査方法

- ①本人への聞き取り
- ②該当者以外の、当時の教科書調査員への聞き取り
- ③校長会を通じ、全小・中学校教員への調査（現新潟市教員）
- ④教科書採択に関わる教育委員会資料による確認

（2）調査結果

- ①教科書採択への影響（平成22,26年度小学校採択，平成23,27年度中学校採択）
<本事案に関係する出版社4社への採択替えがあったもの>
該当は9件あった。採択に関与できる調査員に該当者はいなかった。
<本事案に関係する出版社4社の教科書が継続して採択されたもの>
該当は17件あった。採択に関与できる調査員に該当者がいたものは4件であった。該当者および他の調査員への聞き取り，および教育委員会資料の調査から，該当者に公正に疑念を生じさせる言動はなかった。
- ②金品の受取
・受取りの事実が確認できた者41人（いずれも，返金済または返金予定）
- ③教科書会社からの報告以外には，現在のところ該当者の報告はない。

4 今後の対応等について

教科書会社が開催する編集会議や意見聴取の会への参加の在り方や、営利企業等の従事制限に関する適正な取扱いについて、あらためて通知するとともに、校長会などを通して、管理職を含む全教職員に周知徹底を図っていく。

中学生の逮捕事案について

学校支援課

1 事案の概要

平成 28 年 2 月 3 日 (水) 17:00 頃、中学校体育館の男子トイレにおいて、同級生の男子生徒に対し、加害生徒 2 名が共謀し、失神ゲームと称して、背中に体当たりをして失神させた。この事案により、2 月 14 日 (日) 「暴行容疑」で新潟北警察署に逮捕された。

児童生徒

- 加害生徒 市内中学校 2 年生 14 歳 男子 2 名
- 被害生徒 同 中学校 2 年生 14 歳 男子 1 名

2 原因

- 興味本位の、軽はずみな行動に起因すると思われる。

3 事案発生からの対応の流れ

- 2/3(水) 暴行事案発生
- 2/4(木) 当該中学校長から学校支援課に一報、指導主事を当該校に派遣し、校長、加害保護者と面談。詳細の確認と以後の対応の協議
- 2/5(金) 生徒指導アドバイザー 2 名を当該校に派遣
- 2/8(月) 当該中学校長から学校支援課に、新潟北警察署の対応について報告
指導主事が新潟北警察署と連絡をとり、対応について確認
- 2/10(水) 新潟県警本部、学校、新潟北警察署から情報を収集
- 2/12(金) 生徒指導アドバイザー 2 名を当該校に派遣、生徒への支援について協議
- 2/14(日) 新潟北警察署が 2 名を通常逮捕
指導主事 2 名を学校に派遣、学校は午後 6 時に当該校全職員を招集
- 2/15(月) 指導主事、生徒指導アドバイザー、管理主事を学校に派遣
全校集会で生徒に対して概要を説明
「失神ゲーム」に係る通知を市内全校に発出
校長会を通して行為の防止と実態調査を実施
- 2/16(火) 指導主事、管理主事を学校に派遣
学校は午後 7 時から臨時保護者会を開催し、概要を説明

4 対策

- 情報の収集に努めるとともに、保護者や関係機関と連携し、適切な指導を行う。
- 被害生徒、不安を感じる生徒の気持ちに寄り添った相談・助言・指導を行う。
- 加害生徒が学校復帰の際には、学校での居場所づくりを心掛け、今回の件を更生の機会ととらえて当該生徒が通常的生活を取り戻せるよう支援する。
- 再発防止に向けて、校長会等を通して指導を行う。
- 指導主事、生徒指導アドバイザーを継続的に派遣するとともに、要請に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの派遣を行う。